

## 7. 補装具・日常生活用具

補装具の費用や日常生活用具が支給されます。

### 補装具

お問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 525-3746

申請窓口…障がい福祉課 自立支援係・各支所

#### 【補装具とは】

- 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの
- 身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
- 給付に際して専門的な知見(医師の判定書又は意見書)を要するもの

#### 対象者

- 身体障害者手帳を所持する方。
- 「難病の患者に対する医療費等に関する法律」の指定難病に罹患している方。  
※指定難病の一覧は巻末資料をご参照ください。

- ・補装具ごとに交付条件が決められています。
- ・18歳未満の方は、種目等が異なりますので事前にご確認ください。

65歳以上の介護保険第一号被保険者の方と特定疾病の40歳～64歳の第二号被保険者の方は、次の補装具は介護保険での貸与が優先されます。利用が必要な場合は、担当ケアマネージャーまたは地域包括支援センターへご相談ください。

- 車椅子 ●電動車椅子(付属品含む) ●歩行器 ●歩行補助つえ

#### 申請に必要なもの

- 申請書 ●見積書 ●意見書(判定を要する場合)
- 身体障害者手帳、又は難病等の疾患に罹患していることがわかる証明書(診断書又は指定難病医療受給者証等)
- マイナンバーを確認できる書類(巻末資料参照)
- 身元を確認できる書類(手帳のない方)(巻末資料参照)

#### 自己負担割合

- 原則1割  
※所得に応じて一定の負担上限があります。詳しくはお問い合わせください。

#### 他法との関連(優先順位は下記のとおり)

- ①損害賠償制度……自動車損害賠償責任法等加害者が直接損害賠償責任を負う制度
- ②業務災害補償制度…労働者災害補償等業務上の起因による障害等への補償制度
- ③社会保険制度……健康保険等の制度(治療用装具での矯正治療等)
- ④社会福祉制度……介護保険、障害者総合支援法等(介護保険優先)
- ⑤公的扶助制度……生活保護等

## 対象となる補装具

障がいの内容及び程度に応じ、下表の補装具の購入費(修理費)が支給されます。

障がいの種類	対象となる補装具
肢体不自由	義肢(義手・義足) 装具(上肢・体幹・下肢・靴型) 座位保持装置 車椅子 電動車椅子 歩行器 歩行補助つえ(カナディアンクラッチ・ロフストランドクラッチ・多点杖・松葉杖)
肢体不自由及び 音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	義眼 矯正眼鏡 コンタクトレンズ 遮光眼鏡 弱視眼鏡 白杖
聴覚障害	補聴器(ポケット型・耳かけ型・耳あな型・骨導型)

## 要否判定

申請や再交付を希望する場合、判定(審査)の必要な種目がありますので事前にご相談ください。

更生相談所(県)の判定が必要な補装具		更生相談所(県)の判定が不要な補装具	
必ず相談会出席	相談会出席又は 医師の意見書により判定	医師の意見書により判定	申請書で判定
<ul style="list-style-type: none"> <li>●骨格構造義肢</li> <li>●電動車椅子</li> <li>●重度障害者用 意思伝達装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●殻構造義肢</li> <li>●装具 (上肢・体幹・下肢・靴型)</li> <li>●座位保持装置</li> <li>●補聴器 (ポケット型・耳掛け型・ 耳あな型・骨導型)</li> <li>●車椅子(オーダーメイド)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●義眼</li> <li>●矯正眼鏡</li> <li>●コンタクトレンズ</li> <li>●遮光眼鏡</li> <li>●弱視眼鏡</li> <li>●コンタクトレンズ</li> <li>●歩行器</li> <li>●車椅子(既製品) ※手押し型以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●白杖</li> <li>●歩行補助つえ(カナデ ィアンクラッチ・ロフスト ランドクラッチ・多点杖・ 松葉杖)</li> <li>●車椅子(既製品) ※手押し型</li> </ul>

## 借受け制度

借受けによることが適当である場合、一部対象品目について「借受け制度」が利用できます。申請手続きについては購入及び修理の手続きと同様になります。

### 【借受けによることが適当である場合】

- ①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ②障がいの進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

### 【借受け制度の対象となる補装具】

- 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品 ●重度障害者用意思伝達装置の本体
- 歩行器 ●座位保持椅子

## 日常生活用具

お問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 525-3746

申請窓口…障がい福祉課 自立支援係・各支所

### 【日常生活用具とは】

- 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- 製作や改良、開発にあたって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの

### 対象者

- 身体障害者手帳・療育手帳A・精神保健福祉手帳を所持する方
- 厚生労働省指定の難病の方(361疾患)(巻末資料参照)

※詳細は次項以降参照

65歳以上の介護保険第一号被保険者の方と特定疾病の40歳～64歳の第二号被保険者の方は、次項の品目(※印)について、介護保険制度による貸与や購入費の支給が優先されます。利用が必要な場合は、担当ケアマネージャーまたは地域包括支援センターへご相談ください。介護保険制度においては、要介護・要支援で貸与・購入対象品目が異なりますのでご注意ください。

### 申請に必要なもの

- 申請書
- 障害者手帳、又は難病等の疾患に罹患していることがわかる証明書(診断書又は指定難病医療受給者証等) ●見積書 ●品目の分かるカタログ等
- マイナンバーを確認できる書類(巻末資料参照)
- 身元を確認できる書類(手帳のない方)(巻末資料参照)

### 利用者負担

原則1割

※所得に応じて一定の負担上限があります。

18歳以上の申請は、申請者(障害者)及び配偶者が住民税所得割額46万円以上の場合、全額自己負担となります。

18歳未満の障害児は、同一世帯全員が世帯の範囲となるため、世帯員で住民税所得割額46万円以上の方がいる場合、全額自己負担となります。

### 注意事項

・入院中または施設入所中の方は利用できません。退院見込の場合は、退院してからの申請になります。(ただし、スローマ用装具など、利用できる品目がありますので、次のページからの表を参照してください。)

・耐用年数を経過していない同品目を希望される場合は、原則として給付ができません。

・自己購入された用具の代金等は、給付の対象になりません。

・給付後に要する維持管理や修理等に関する費用は、本人の負担となります。

日常生活用具の品目・対象要件等

**総合等級**とは、身体障害者手帳にある「身体障害者等級表による級別」に記載されている等級をいう。

**個別等級**とは、各障がいごとに区分された、それぞれの等級をいう。

【例】 上肢障害 3級(個別等級) + 下肢障害 4級(個別等級) = 身体障害者等級表による級別 2級(総合等級)

品目		主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
介護・訓練 支援用具	※特殊寝台	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上(個別等級) ・体幹機能障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として学齢以上 ・家族等他人の介護を要する者	159,200	8年
	※特殊マット	【自動体圧調整機能付】 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	【障がい程度】 ・下肢機能障害1級以上(個別等級) ・体幹機能障害1級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として学齢以上 ・常時介護を要する者	100,000	8年
		褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	【障がい程度】 ・下肢機能障害1級以上(個別等級) ・体幹機能障害1級以上(個別等級) ・療育手帳A 【要件】 ・原則として3歳以上 ・常時介護を要する者	19,600	5年
	※特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもの。	【障がい程度】 ・下肢機能障害1級以上(個別等級) ・体幹機能障害1級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として学齢以上 ・常時介護を要する者	67,000	5年
	※入浴担架	障がい児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上(個別等級) ・体幹機能障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として3歳以上 ・家族等他人の介護を要する者	82,400	5年
	※体位変換器	介護者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上(個別等級) ・体幹機能障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として学齢以上 ・家族等他人の介護を要する者	15,000	5年
	※移動用リフト	介護者が身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。 ◆天上走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上(個別等級) ・体幹機能障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として3歳以上	159,000	4年
訓練いす (障がい児に限る)	原則として、附属のテーブルを付けるものとする。	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上(個別等級) ・体幹機能障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として3歳以上	33,100	5年	
自立生活 支援用具	※入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの。 ◆設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	【障がい程度】 ・下肢機能障害(等級要件なし) ・体幹機能障害(等級要件なし) 【要件】 ・原則として3歳以上 ・入浴に介助を必要とする者	90,000	8年
	※便器	障がい者が容易に使用できるもの。 ◆取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上(個別等級) ・体幹機能障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として学齢以上	10,000	8年
	T字状・棒状のつえ ◇入院・入所中も利用可	歩行を補助することができるもの。	【障がい程度】 ・下肢機能障害(等級要件なし) ・体幹機能障害(等級要件なし) ・平衡機能障害(該当要件なし)	3,000	3年

品目		主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
自立生活支援用具	※移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具(手すり・スロープ等)。 ◆設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	【障がい程度】 ・下肢機能障害(等級要件なし) ・体幹機能障害(等級要件なし) ・平衡機能障害(等級要件なし) 【要件】 ・原則として3歳以上 ・家庭内の移動等において介助を必要とする者	60,000	8年
	頭部保護帽 ◇入院入所中も利用可	頭部を保護する機能を持つもの。	【障がい程度】 ・下肢機能障害(等級要件なし) ・体幹機能障害(等級要件なし) ・平衡機能障害(該当要件なし) 【要件】 ・歩行障害があり、歩行・起立時に転倒し頭部外傷の危険性がある者 【障がい程度】 ・療育手帳A ・精神保健福祉手帳(等級要件なし) 【要件】 ・てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	36,750	3年
	特殊便器	温水・温風が出るもので、排便後の処理が容易にできるもの。 ◆取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	【障がい程度】 ・上肢機能障害2級以上(個別等級) ・療育手帳A 【要件】 ・原則として学齢以上 ・訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	100,000	8年
	火災警報器 (世帯あたり2台 限度)	【一般用】 室内の火炎を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの。	【障がい程度】 ・身体障害者手帳の総合等級2級以上 ・療育手帳A ・精神保健福祉手帳(等級要件なし) 【要件】 ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯に限る(※1)	10,000	8年
		【聴覚障害者用】 室内の火炎を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの。	【障がい程度】 ・聴覚障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯に限る(※1)	15,500	8年
	自動消火器	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期消火できるもの。	【障がい程度】 ・身体障害者手帳の総合等級2級以上 ・療育手帳A ・精神保健福祉手帳(等級要件なし) 【要件】 ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯に限る(※1)	28,700	8年
	電磁調理器	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上(個別等級) ・療育手帳A ・精神保健福祉手帳(等級要件なし) 【要件】 ・原則として18歳以上 ・障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯に限る(※1)	41,000	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信器	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として学齢以上	7,000	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により、知覚できるもの。	【障がい程度】 ・聴覚障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・日常生活上必要と認められる聴覚障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯に限る(※1)	87,400	10年

	品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
在宅療法等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度を保つもの。	【障がい程度】 ・じん臓機能障害3級以上(個別障害) 【要件】 ・原則として3歳以上 ・自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	51,500	5年
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器障がい者等が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・呼吸器機能障害(等級要件なし) ・呼吸器機能障害と同程度の身体障害を有する者であって、次の2つの要件を満たす重度肢体不自由者等 ①上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害による身障手帳2級以上を所持している者(総合等級) ②医師の意見書で身障手帳の障害及び原因疾病等により、呼吸器機能障害と同等の障害が確認できる者 【要件】 ・重度肢体不自由者は医師の意見書が必要 ・退院見込の場合、退院してからの申請	36,000	5年
	電気式たん吸引器 (両用器含む)		【障がい程度】 ・心臓機能障害(等級要件なし) ・呼吸器機能障害(等級要件なし) 【要件】 ・在宅酸素療法を行う者	56,400	5年
	酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・心臓機能障害(等級要件なし) ・呼吸器機能障害(等級要件なし) 【要件】 ・在宅酸素療法を行う者	17,000	10年
	盲人用体温計 (音声式)	体温を音声で知らせるものであり、視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として学齢以上 ・視覚障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯に限る(※1)	9,000	5年
	盲人用体重計 (音声式)	体重を音声で知らせるものであり、視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として学齢以上 ・視覚障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯に限る(※1)	18,000	5年
	動脈血中酸素飽和度 測定器	【人工呼吸器装着者用】 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・呼吸器機能障害4級以上又は同程度の身体障害を有する者 【要件】 ・人工呼吸器装着者	157,500	5年
呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの。		【障がい程度】 ・呼吸器機能障害4級以上又は同程度の身体障害を有する者	52,500	5年	
情報・意思疎通支援装置	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・音声機能障害(等級要件なし) ・言語機能障害(等級要件なし) ・上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害による身障手帳2級以上を所持している者(総合等級) 【要件】 ・原則として学齢以上 ・発声・発語に著しい障がい有する者	98,800	5年
	情報通信支援用具	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として18歳以上	100,000	5年
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上(個別等級)かつ聴覚障害2級以上(個別等級) (視覚障害かつ聴覚障害の重複重度障害)	383,500	6年
	点字器 (携帯用含む) ◇入院・入所中も利用可	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障害(等級要件なし)	13,000	7年 5年
	点字タイプライター	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者	63,100	5年

	品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
情報・意思疎通支援用具	ポータブルレコーダー	デジタル録音図書の再生等が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として学齢以上	85,000	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	音声コードに記録されている情報を読み取り、音声聞くことができるもので視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として学齢以上	99,800	6年
	視覚障害者用読書器	撮影した活字を文字ついでに認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。	【障がい程度】 ・視覚障害(等級要件なし) 【要件】 ・原則として学齢以上 ・本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000	8年
	盲人用時計 (音声式、触読式)	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上(個別等級)	13,300	5年
	聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・聴覚障害(等級要件なし) ・音声機能障害(等級要件なし) ・言語機能障害(等級要件なし) 【要件】 ・原則として学齢以上 ・コミュニケーション、緊急連絡時等の手段として必要と認められる者	30,000	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・聴覚障害(等級要件なし) 【要件】 ・本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900	6年
	人工喉頭笛式 ◇入院・入所中も利用可	利用することにより、発声が可能となるもの。	【障がい程度】 ・音声機能障害(等級要件なし) ・言語機能障害(等級要件なし) 【要件】 ・無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発すること困難な者	5,000	4年
	人工喉頭電動式 ◇入院・入所中も利用可		【要件】 ・無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発すること困難な者	70,100	5年
	点字図書	点字により作成された図書。	【障がい程度】 ・視覚障害(等級要件なし) 【要件】 ・主に点字によって情報を入手している者	点字図書と墨字図書の差額	-
	地デジ放送が聞けるラジオ	地上デジタル放送のテレビ音声を聴取できるラジオ	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・原則として学齢以上	29,000	6年
排泄管理支援用具	ストーマ用装具 (消化器系) ◇入院・入所中も利用可	身体に装着して排泄物をためる用具。	【障がい程度】 ・直腸機能障害(等級要件なし) (ストーマ造設者/等級要件なし)	8,858	1月
	ストーマ用装具 (尿路系) ◇入院・入所中も利用可		【障がい程度】 ・ぼうこう機能障害 (ストーマ造設者/等級要件なし)	11,639	1月
	紙おむつ等 ◇入院・入所中も利用可	ストーマ代替品。	次のいずれかに該当する3歳以上の者 (同月内におけるストーマ用装具との併用給付不可) 1 ストーマ造設者で皮膚のびらん等によりストーマ用装具を装着できない者 2 脳原性運動機能障害(移動機能障害)2級以上の身体障害者手帳かつ療育手帳Aを所持している者で排尿・排便の意思表示が困難な者 3 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害のある者 4 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者が必要と認められる者	12,000	1月
	収尿器 ◇入院・入所中も利用可	常時失禁状態にある者の収尿のための用具。	【障がい程度】 ・下肢機能障害(等級要件なし) ・体幹機能障害(等級要件なし) ・ぼうこう機能障害(等級要件なし)	8,500	1年

品目		主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
住宅 改修	※居宅生活動作補助 用具 (住宅改修)	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	【障がい程度】 ・下肢機能障害3級以上(個別等級) ・体幹機能障害3級以上(個別等級) ※上記障がい程度に加えて、上肢機能障害2級以上(個別等級)の者に限り、特殊便器(洗浄機能付)の様式便器(一体型)への取り替えが可能。	200,000	原則 1回

※「障がい者のみの世帯に準ずる世帯」、「聴覚障がい者のみの世帯に準ずる世帯」及び「視覚障がい者のみの世帯に準ずる世帯」については下記のとおりです。

- ①同一世帯の世帯員が全員単身赴任や入所により本人と同居していない世帯
- ②同一世帯の世帯員が就労・就学等のため、日中は本人のみとなる世帯
- ③同一世帯の世帯員が高齢又は虚弱等のため、本人への支援ができない世帯

【注】

- ・脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能に準じて取り扱う。
- ・難病患者等の場合は、表中の障害及び程度と同程度の障害者(児)であって、必要と認められるものとする。
- ・紙おむつ等について、脳性麻痺等により下肢又は体幹機能障害2級以上の者も、脳原性運動機能障害(移動機能障害)2級以上とみなす。

